

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

改 正 案

（免状の種類による監督の範囲）
 第五十六条 法第四十四条第五項の経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一 (略)	(略)
二 第二種電気主任技術者免状	電圧十七万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）
三 第三種電気主任技術者免状	電圧五万ボルト未満の事業用電気工作物（出力五千ワット以上の発電所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）
四、七 (略)	(略)

第七十三条の七 法第五十条の二第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）であつて、登録安全管理審査機関が行つもの以外のものを受けようとする者は、様式第五十二の二の使用前安全管理審査申請書を提出しなければならない。

現 行

（免状の種類による監督の範囲）
 第五十六条 法第四十四条第五項の経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一 (略)	(略)
二 第二種電気主任技術者免状	構内に設置する電圧十七万ボルト未満の事業用電気工作物及び構内以外の場所に設置する電圧十万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）
三 第三種電気主任技術者免状	構内に設置する電圧五万ボルト未満の事業用電気工作物及び構内以外の場所に設置する電圧二万五千ワット未満の事業用電気工作物（出力五千ワット以上の発電所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）
四、七 (略)	(略)

第七十三条の七 法第五十条の二第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）であつて、指定安全管理審査機関が行つもの以外のものを受けようとする者は、様式第五十二の二の使用前安全管理審査申請書を提出しなければならない。

2 登録安全管理審査機関が行う使用前安全管理審査を受けようとする者は、当該登録安全管理審査機関が定めるところにより、使用前安全管理審査申請書を当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

第八十四条 溶接安全管理審査であつて、機構又は登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第五十六の溶接安全管理審査申請書を提出しなければならない。
2 機構又は登録安全管理審査機関が行う溶接安全管理審査を受けようとする者は、機構又は当該登録安全管理審査機関が定めるところにより、溶接安全管理審査申請書を機構又は当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

第九十四条の六 法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）であつて、機構又は登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。
2 機構又は登録安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けようとする者は、機構又は当該登録安全管理審査機関が定めるところにより、定期安全管理審査申請書を機構又は当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

様式第67（第104条関係）

調査業務委託（委託廃止）届出書

年月日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり調査業務を委託（の委託を廃止）したので、電気事業法第57条の2の2第2項の規定により届け出ます。

委託先（委託廃止先）の登録調査機関

2 指定安全管理審査機関が行う使用前安全管理審査を受けようとする者は、当該指定安全管理審査機関が定めるところにより、使用前安全管理審査申請書を当該指定安全管理審査機関に提出しなければならない。

第八十四条 溶接安全管理審査であつて、機構又は指定安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第五十六の溶接安全管理審査申請書を提出しなければならない。
2 機構又は指定安全管理審査機関が行う溶接安全管理審査を受けようとする者は、機構又は当該指定安全管理審査機関が定めるところにより、溶接安全管理審査申請書を機構又は当該指定安全管理審査機関に提出しなければならない。

第九十四条の六 法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）であつて、機構又は指定安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。
2 機構又は指定安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けようとする者は、機構又は当該指定安全管理審査機関が定めるところにより、定期安全管理審査申請書を機構又は当該指定安全管理審査機関に提出しなければならない。

様式第67（第104条関係）

調査業務委託（委託廃止）届出書

年月日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり調査業務を委託（の委託を廃止）したので、電気事業法第57条の2の2第2項の規定により届け出ます。

委託先（委託廃止先）の指定調査機関

委託（委託廃止）に係る調査区域（都道府県市区町村字を記載すること。）	
委託（委託廃止）年月日	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第84（第133条関係）

表 面

（略）

裏 面

電気事業法抜すい

第107条 経済産業大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条から第52条まで、第54条及び第55条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラ一等若しくは格納容器等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第1項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者又はボイラ一等若しくは格納容器等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用

委託（委託廃止）に係る調査区域（都道府県市区町村字を記載すること。）	
委託（委託廃止）年月日	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第84（第133条関係）

表 面

（略）

裏 面

電気事業法抜すい

第107条 経済産業大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条から第52条まで、第54条及び第55条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラ一等若しくは格納容器等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第1項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者又はボイラ一等若しくは格納容器等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用

<p>電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は支援機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第50条の2第3項、第52条第3項、第54条第1項若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は第107条第1項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第119条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>五 第107条第7項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>八 第50条の2第3項、第52条第3項、第54条第1項若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第2項から第5項までの規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第120条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第107条第6項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	<p>備考（略）</p>
--	--------------

<p>電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定安全管理審査機関の事務所若しくは事業所又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第50条の2第3項、第52条第3項、第54条第1項若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は第107条第1項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第119条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定安全管理審査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>五 第107条第7項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき</p> <p>第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>八 第50条の2第3項、第52条第3項、第54条第1項若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第2項から第5項までの規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第120条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第107条第6項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	<p>備考（略）</p>
--	--------------

この省令は、公布の日から施行する。